

概要版

鳥栖地区広域市町村圏組合 第5期介護保険事業計画

平成24年度～平成26年度



はじめに

～だれもが人として尊重され、安心して住み続けられる地域社会をめざす～

「高齢者や要介護者、介護者の方々が安心して、いつまでも生き生きとした生活が送れるように…」これが、鳥栖地区広域市町村圏組合の想いです。第5期介護保険事業計画では、この想いを実現できるよう様々な取り組みを進めていきます。

■計画策定の背景と趣旨

日本の65歳以上の高齢者人口は、平成22年10月1日現在で、過去最高の2,925万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)は23.0%でした(総務省「人口推計」)。

平成27(2015)年は、「戦後の第一次ベビーブーム世代」(昭和22～24年生まれ)といわれる人たち(団塊の世代)がすべて65歳以上となる節目の年であり、高齢化率が急激に増加する時期が目前にせまっています。

こうした急速な高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応、介護人材の確保等が、早急に取り組むべき課題となっています。

一方、介護保険制度は、高齢者を社会全体で支える仕組みとして平成12年4月に開始されました。

その後、サービス利用量が増加するなど、制度が社会に定着してきており、居宅サービス、施設サービス、さらに地域密着型サービスの供給体制が段階的に整備されてきました。

しかし、高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスだけでは十分ではありません。そこで、第5期介護保険事業計画策定にあたり、国は「地域包括ケアシステムの構築」を理念として掲げています。

この「地域包括ケア」とは、可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」並びに「見守り・配食・買い物などの多様な生活支援サービス」や「権利擁護」のための事業などを、高齢者の日常生活の場において一体的に提供していく考え方です。この考えに基づき、サービス事業者、行政、地域がこれまで以上に相互連携し、高齢者の生活を支えていくことが求められています。

こうしたことを背景に、介護保険法の規定に基づき、介護サービスの供給量、介護保険料の設定並びに高齢者施策の推進など、鳥栖地区広域市町村圏組合圏域（以下「本圏域」といいます。）における介護保険事業の運営の基本的な考え方について、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とする第5期介護保険事業計画（以下「本計画」といいます。）として策定しました。

■計画の位置づけ

本計画は、介護保険法（第117条）の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

本計画は、鳥栖地区広域市町村圏組合（以下「本組合」といいます。）を構成する4市町（鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町）が老人福祉法に基づき策定する市町村老人福祉計画（以下「高齢者福祉計画」といいます。）と連携のとれた計画であり、また、県が介護保険法に基づき策定する介護保険事業支援計画と調整・整合のとれた計画となっています。

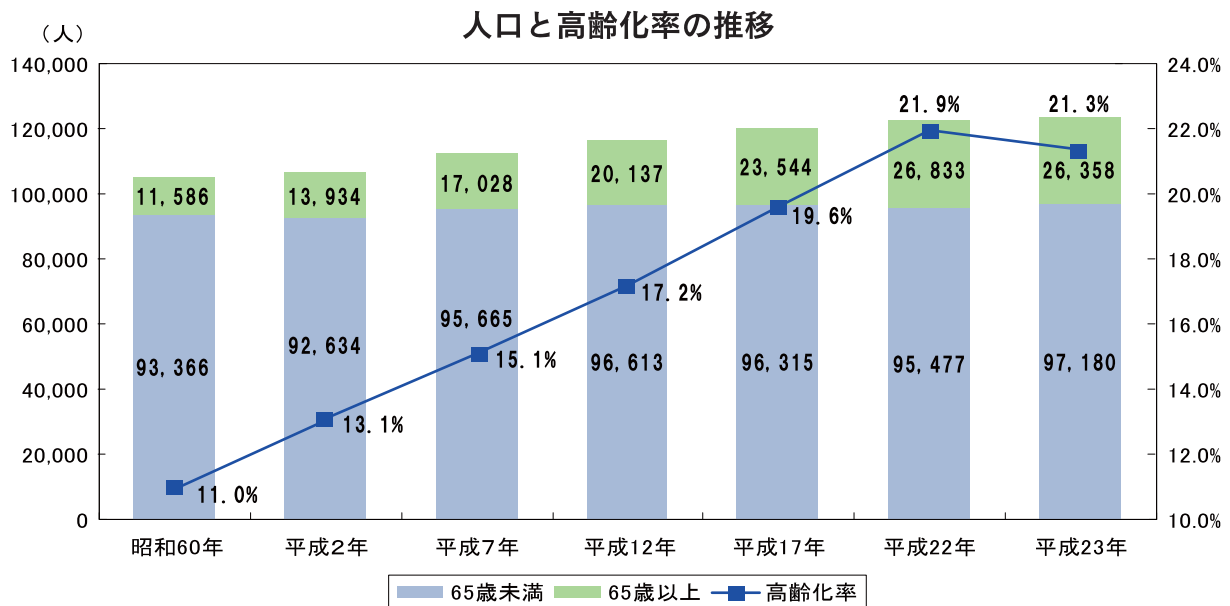




■介護保険を取り巻く現状

[人口と高齢化率]

本圏域における平成23年10月1日現在の高齢者人口は26,358人で、高齢化率は21.3%です。高齢者人口は一貫して増加しており、介護保険制度創設時の平成12年10月1日現在の20,137人、高齢化率17.2%と比較すると、高齢者人口は6,221人の増加、高齢化率は4.1ポイントの増加となっています。

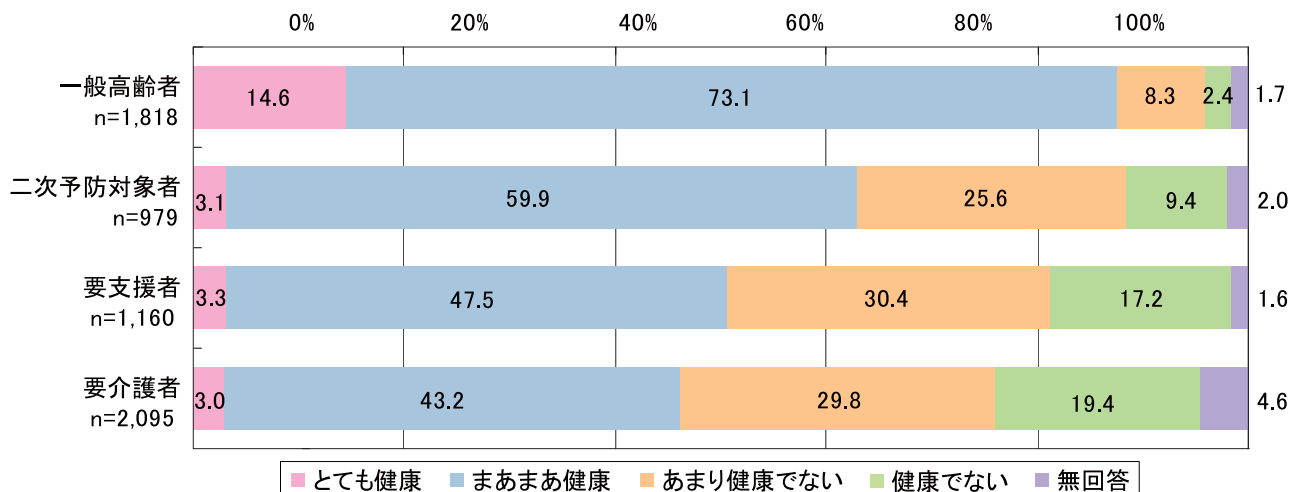


※昭和60年～平成22年は各年10月1日現在の国勢調査結果

※平成23年は10月1日現在の住民基本台帳(外国人を含む)による

[主観的健康観 ～高齢者要望等実態調査から～]

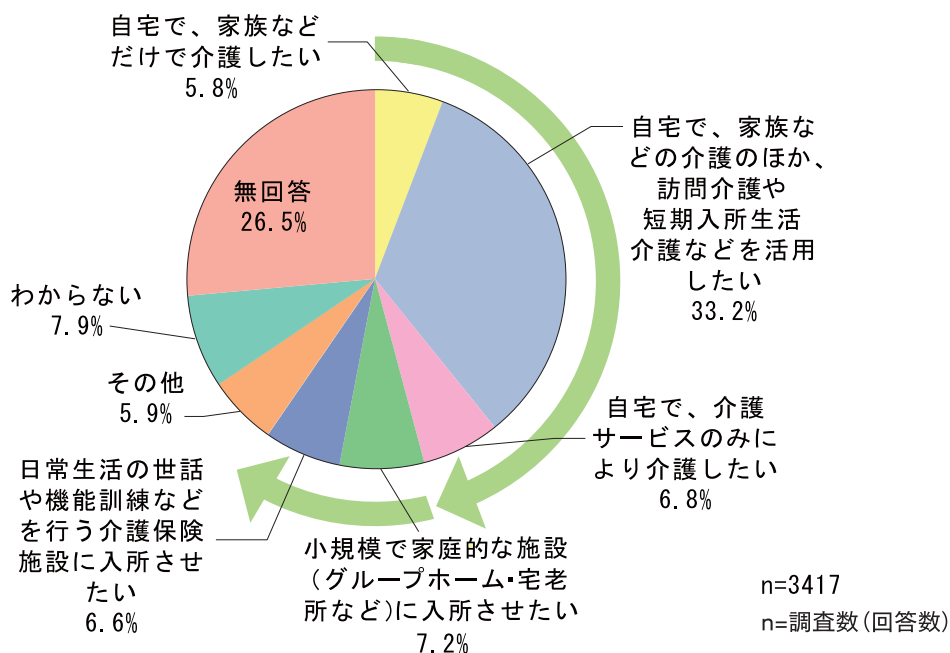
「(あまり)健康でない」とする否定的な回答は、“一般高齢者”が10.7%、“二次予防対象者”が35.0%となっています。



n=調査数(回答数)

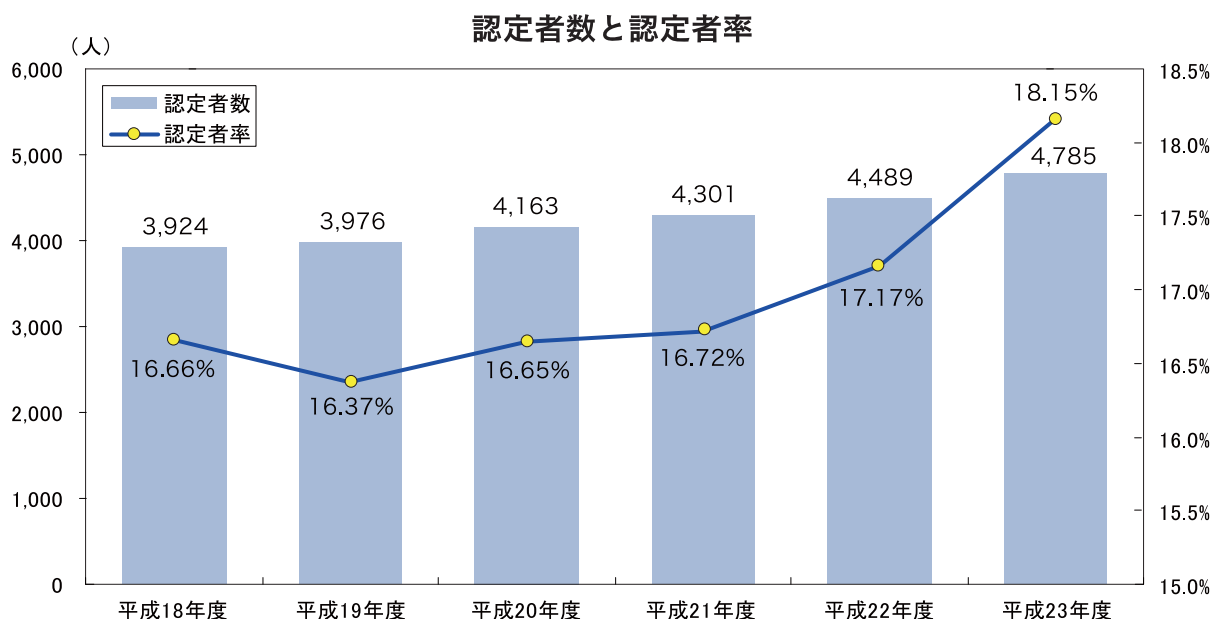
[希望する介護形態 ～高齢者要望等実態調査から～]

今後、どのように介護をしていきたいかについては、「自宅で、家族などの介護のほか、訪問介護員や短期入所生活介護などを活用したい」が33.2%で最も高く、次いで「小規模で家庭的な施設(グループホーム・宅老所など)に入所させたい」が7.2%、「自宅で、介護サービスのみにより介護したい」6.8%の順で、在宅希望は45.8%、施設入所希望は13.8%となっています。



[要支援・要介護認定者数]

高齢者数の増加に伴い、認定者数も増加傾向で推移しており、平成23年には4,785人、認定者率も18.15%となっています。



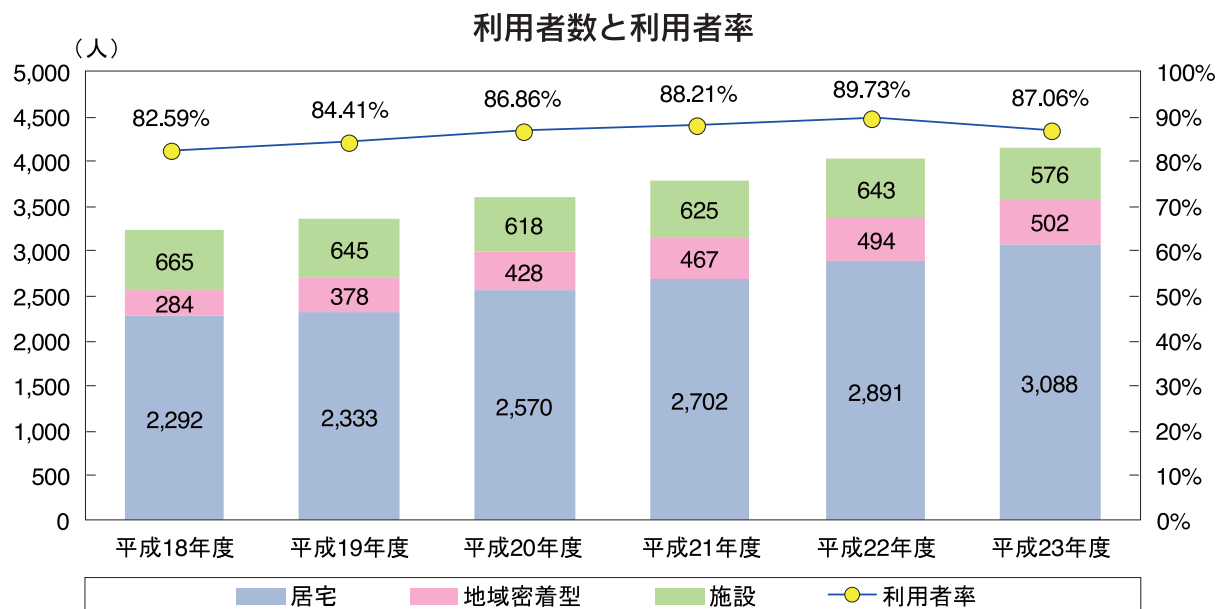
※「介護保険事業状況報告」(各年9月末時点)による。

※認定者率: 高齢者人口のうち、要支援・要介護認定を受けている方の人数の割合です。



[介護保険のサービス利用者数]

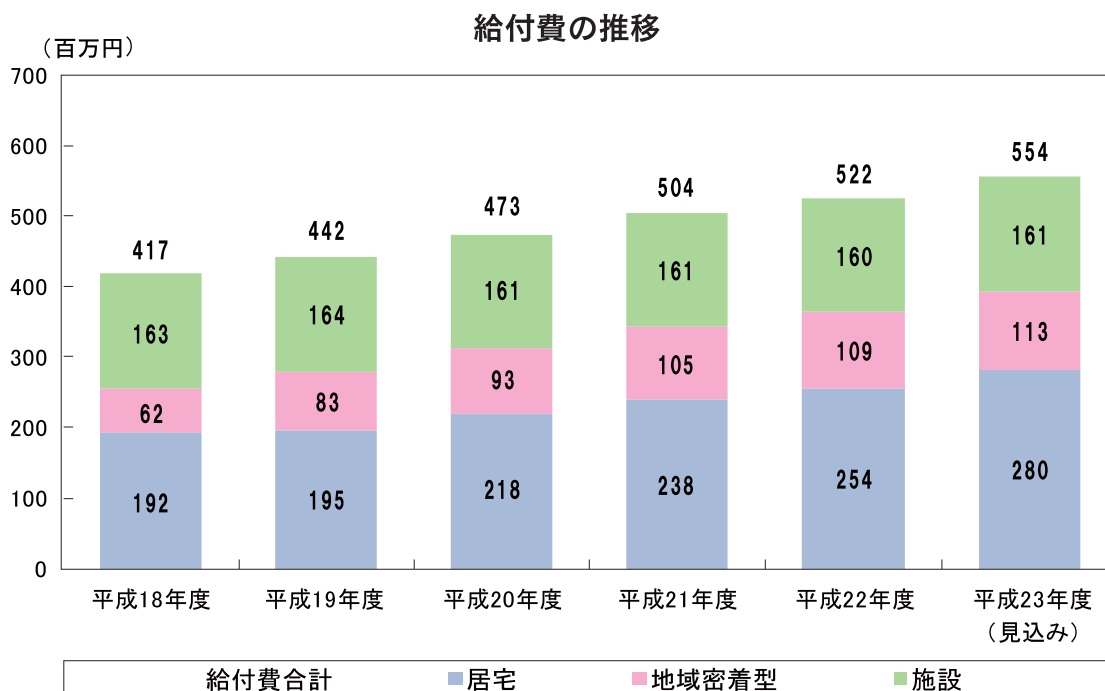
認定者数の増加に伴い、サービス利用者数も増加傾向で推移しています。サービス類型別では、居宅サービスと地域密着型サービスが着実に増加しています。



[介護保険の給付費]

利用者数の増加に伴い、給付費は増加傾向で推移しており、平成23年度(月平均)には5億54百万円となる見込みです。

サービス類型別にみると、居宅サービスと地域密着型サービスが増加しており、平成18年度と比べると、居宅サービスが約46%増、地域密着型サービスが約83%増となっています。



■計画策定の視点

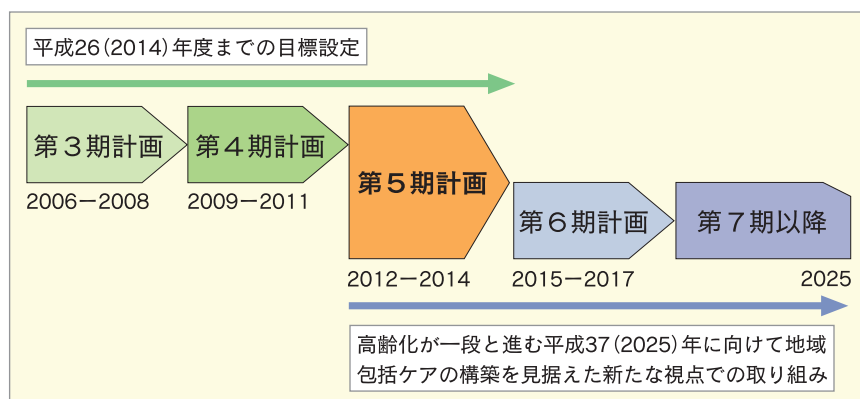
●平成27(2015)年の将来像に向けたまとめの計画として

本組合では、第3期介護保険事業計画から、今回策定する第5期介護保険事業計画までの9年間を一連の計画として位置づけ、計画策定を行っています。

平成18年度に策定した第3期介護保険事業計画では、第2期介護保険事業計画の基本理念であった「個人の尊厳の確立」、「在宅生活の重視」、「適切な介護サービスの提供」及び「老人保健福祉計画との連携」に、平成18年度の制度改正で新たに導入された、「介護予防の推進」と「介護給付の適正化の推進」の二つを追加し、6つの基本理念に基づき、介護保険事業を展開してきました。

平成21年度からの第4期介護保険事業計画では、第3期の基本理念を引き継ぎ、事業を行いました。

平成24年度からの本計画では、平成27(2015)年の将来像を踏まえた9年間のまとめの期間として、全体を統括する基本理念を「だれもが人として尊重され、安心して住み続けられる地域社会をめざす」としつつ、これまで基本理念として位置づけていた6項目については、基本目標として位置づけることにしました。



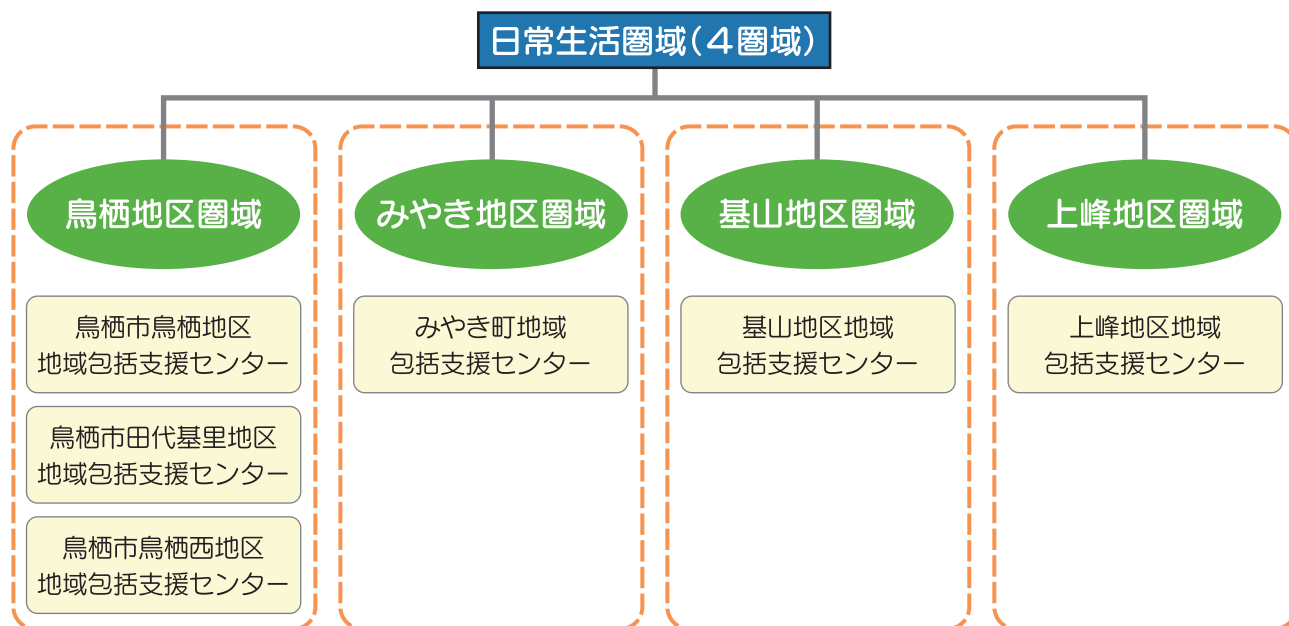
●地域包括ケア実現のための日常生活圏域の設定

「地域包括ケア」の実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位を「日常生活圏域」といいます。国においては、概ね30分以内で活動できる範囲としています。

本圏域では、第3期介護保険事業計画及び第4期介護保険事業計画と同様、本組合を構成する市町(鳥栖市、みやき町、基山町及び上峰町)を基本単位として「日常生活圏域」を位置づけました。

また、各圏域にはそれぞれの圏域を担当区域とする地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターの設置にあたっては、各圏域の高齢者人口等を勘案した区域設定を行っており、鳥栖地区圏域については3箇所(市内を3ブロックに分け、それぞれに1箇所を設置)、また、みやき地区圏域、基山地区圏域及び上峰地区圏域については、それぞれ1箇所ずつを設置しています。

なお、地域包括支援センターは、日常生活圏域の地域包括ケアの中核的な役割を担います。



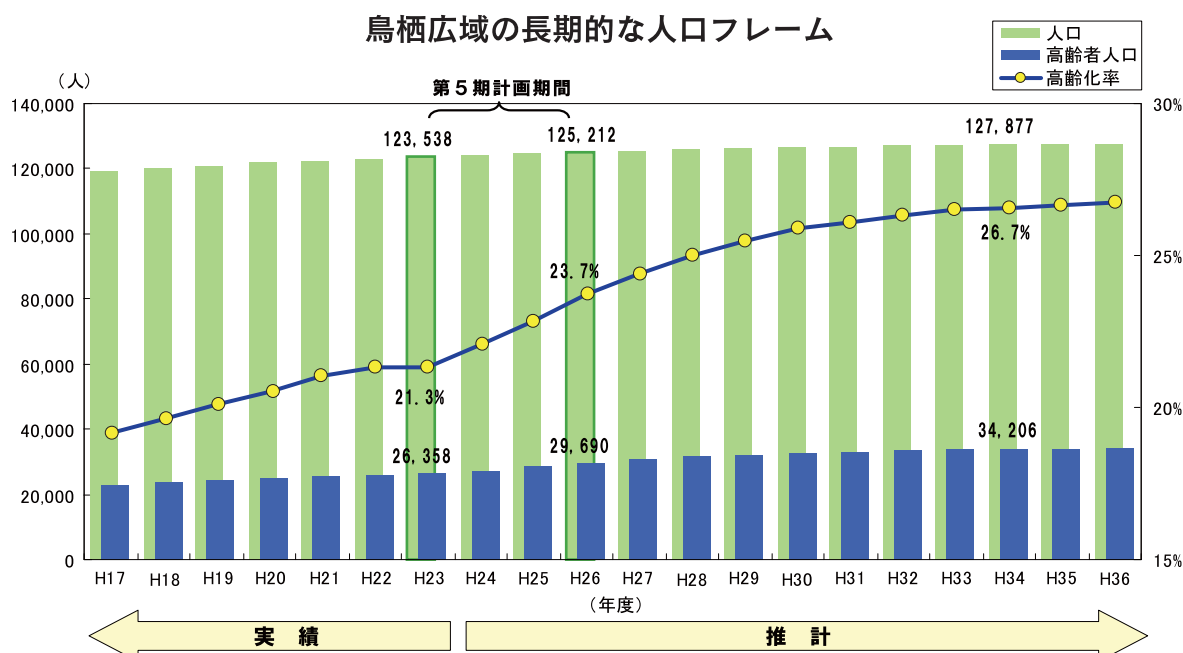
●高齢者の長期的な推計人口

全体人口及び高齢者人口ともに、今後も増加傾向で推移するものと想定されます。

特に、本計画期間である平成24～26年度は、団塊の世代の影響により高齢化率が上昇し、平成26年度には23.7%(高齢者人口29,690人)程度と見込まれます。

さらに、平成36年度には、高齢者人口は34,200人程度まで増加し、この年には団塊の世代の方のすべてが75歳に達し、高齢者数のピークを迎えることが予想されることから、高齢者を支える体制の充実がますます求められます。

このようなことから、介護保険事業計画策定に当たっては、将来の超高齢社会を見据えた長期的な視点で検討を行いました。



■基本理念

高齢者のみならず、すべてのひとが住みなれた地域でいつまでも安心して住み続けられることが重要です。

そこで、基本理念として「だれもが人として尊重され、安心して住み続けられる地域社会」の構築をめざします。

基本理念

**だれもが人として尊重され、
安心して住み続けられる地域社会をめざす**

■基本目標

基本目標 1 個人の尊厳の確立

人間性が尊重され、高齢になっても、心身の機能が衰えても、要介護状態になっても、住みなれた地域の中でいつまでも生活していくことができるよう、認知症高齢者対策や虐待防止等に努めながら、尊厳を保ち自分らしく生活できる社会をめざします。

基本目標 2 在宅生活の重視

高齢者が要支援・要介護状態となっても、できる限り在宅での生活が送れるように、介護、医療、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築をめざします。

基本目標 3 適切な介護サービスの提供

介護サービスの利用者それぞれが、自己の意思に基づいて利用するサービスを選択・決定できるように、適切なサービス基盤の整備・推進、介護サービスに関する情報提供の推進、苦情等への対応及びケアマネジャーの質的向上などにより支援を行います。

基本目標 4 介護予防の推進

高齢者が、健康で生き生きとした生活を送ることができるように、要支援・要介護になる前段階において、だれもが積極的に介護予防の取り組みを行うことが重要です。

現在行われているさまざまな介護予防の取り組みについて、連続性・一貫性を持って、効果的に提供されるよう事業展開を図ります。

また、高齢者を地域全体で支えあう地域包括ケアシステムの構築をめざし、社会資源の整備や地域活動への支援を進めていきます。



基本目標5 介護給付の適正化の推進

介護サービスが制度の趣旨に沿って適切に提供されているかを検証し、不適正・不正なサービスの改善に向けた取り組みを進めていきます。

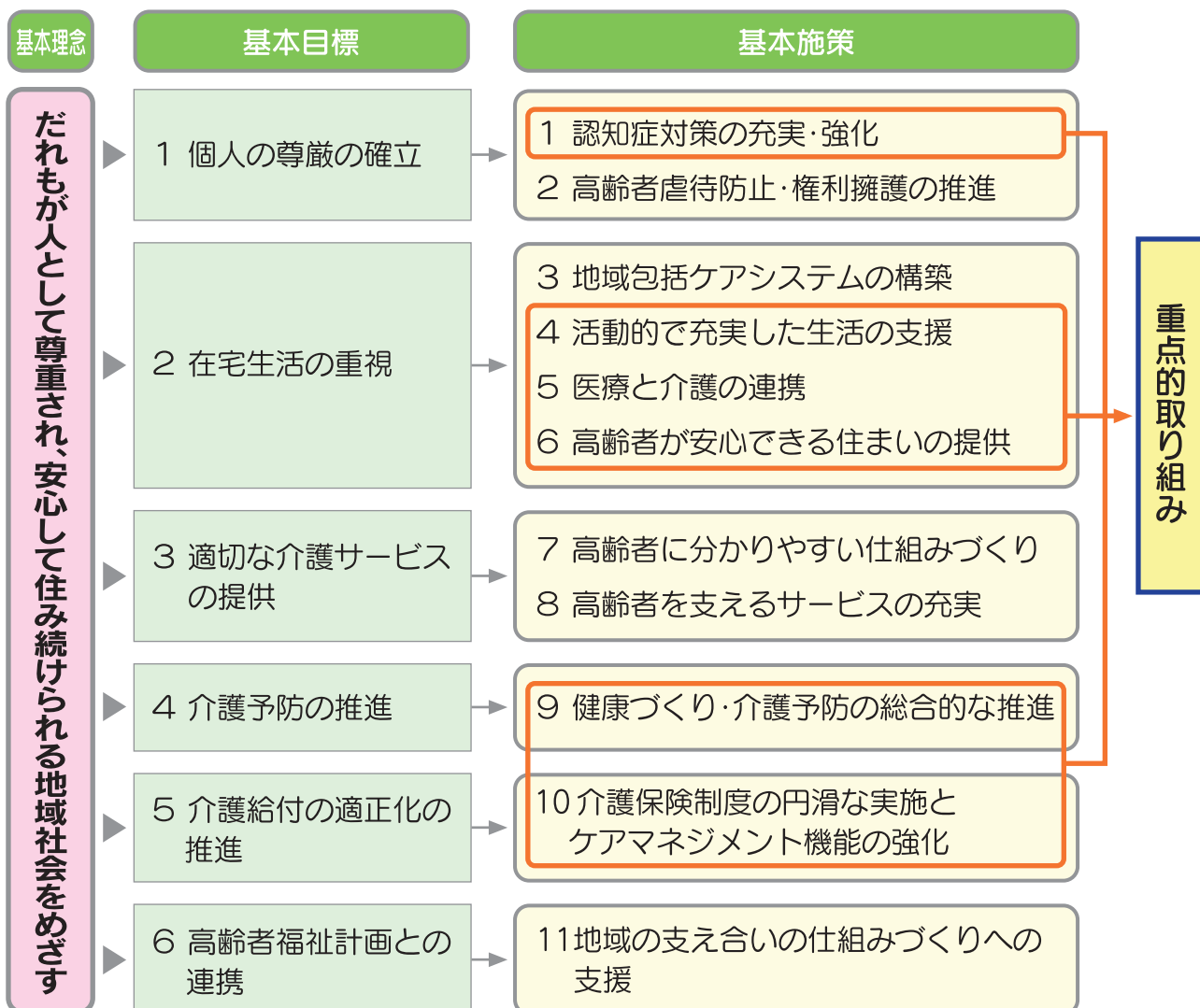
また、ケアマネジメント機能を強化するための取り組みを推進します。

基本目標6 高齢者福祉計画との連携

本圏域は、介護保険の運営を1市3町の合同で実施しているため、本圏域を構成する市町の高齢者福祉計画に基づく事業と連携を図りながら施策の推進を行います。

重点的な取り組み

本計画では、高齢者要望等実態調査の結果や第5期介護保険事業計画策定委員会の意見、並びに国が重点事業として取り組むよう示している事項等を考慮し、基本理念及び基本目標を実現するために必要と考えられる6項目(基本施策)について、重点事業として取り組みます。



■基本理念の実現に向けた施策の展開

◇基本目標 1 個人の尊厳の確立

基本施策 1 認知症対策の充実・強化

重点的取り組み

施策の 方向性と展開

- ・在宅の認知症の人やその疑いのある人について、その症状や家族の抱える不安などの実態把握を行います。
- ・地域包括支援センター等を中心として、医療・介護従事者、行政機関、家族等の支援に携わる者や対象者が一堂に会する「地域ケア会議」の実施をめざします。
- ・ケアの専門職が認知症に関する十分な知識・理解と対応技術を有し、適切なケアが可能な体制をめざします。
- ・地域全体で認知症の人を適切に支えるため、正しい知識や認識を培える体制をめざします。
- ・認知症の人や家族からの相談に対し、適切な対応ができる体制の構築をめざします。

施策の視点

- ・認知症に関する実態把握
- ・予防から早期発見・早期対応・ケア・家族支援までの一貫した対応の充実
- ・認知症を正しく理解し支える人材の育成と活動支援

基本施策 2 高齢者虐待防止・権利擁護の推進

施策の 方向性と展開

- ・高齢者を地域で支え、高齢者虐待につながるサインの早期発見や未然に虐待を防止するため、関係機関相互のネットワークの構築をめざします。
- ・定期的に高齢者虐待防止についての情報発信を行うことで、地域の高齢者の権利擁護に対する認識を深めます。
- ・家族介護者に対する支援を行うことにより、高齢者の権利の侵害が起これにくい地域づくりをめざします。

施策の視点

- ・介護する家族への支援の充実
- ・高齢者虐待防止、権利擁護のしくみの強化

◇基本目標 2 在宅生活の重視

基本施策 3 地域包括ケアシステムの構築

施策の 方向性と展開

- ・介護が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた家や地域でその人らしく安心して生活していくことができるよう支援策の充実を図ります。
- ・可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」並びに「見守り・配食・買い物などの多様な生活支援サービス」や「権利擁護」のための事業などを、高齢者の日常生活の場において有機的かつ一体的に提供していく体制の構築をめざします。

施策の視点

- ・地域包括支援センターの機能強化



基本施策4 活動的で充実した生活の支援

重点的取り組み

施策の 方向性と展開

- ・高齢期を元気で健康に生きがいを持って生活することができるよう、継続的な健康づくりや介護予防を推進していくとともに、地域社会の支え手の一員として、これまで培ってきた豊かな経験、知識、能力を活かした社会参加、ボランティア等の地域貢献活動を支援します。
- ・高齢者が気軽に外出できるための支援策を講じます。

施策の視点

- ・ボランティア・NPO法人の活動の促進
- ・外出しやすい生活環境の整備

基本施策5 医療と介護の連携

重点的取り組み

施策の 方向性と展開

- ・医療ニーズの高い高齢者であっても、地域で安心して生活できるよう、医療と介護が円滑に提供される環境の整備を図ります。
- ・地域包括支援センターが主催する地域ケア会議等へ医療関係者が参加出来るよう、支援を行います。

施策の視点

- ・医療との連携のあり方に関する検討
- ・連携の場の検討

基本施策6 高齢者が安心できる住まいの提供

重点的取り組み

施策の 方向性と展開

- ・高齢者が安心して生活することが出来るように、高齢者関係の住宅施策に関する周知を行います。

施策の視点

- ・多様な住まいの普及・確保

◇基本目標3 適切な介護サービスの提供

基本施策7 高齢者に分かりやすい仕組みづくり

施策の 方向性と展開

- ・介護サービスの仕組みや利用の仕方を定期的に情報提供します。

施策の視点

- ・質の高いサービスを適切に選択・利用できる環境の整備

基本施策8 高齢者を支えるサービスの充実

施策の 方向性と展開

- ・地域包括ケアシステムの中心的なサービスとなる小規模多機能型居宅介護の整備を推進するとともに、新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの整備推進を図ります。

施策の視点

- ・在宅生活を支援するサービスの充実

◇基本目標4 介護予防の推進

基本施策9 健康づくり・介護予防の総合的な推進

重点的取り組み

施策の方向性と展開	・ 介護を必要としない、あるいは、介護を必要とする期間をできるだけ短くできるように、壮年期から地域住民自身が進んで心身の健康について知識を深め、健康を基盤とした生活の質の向上を図ることをめざします。 ・ 高齢期を元気で健康に生きがいを持って生活することができるよう、継続的な健康づくりや介護予防を推進していくとともに、地域社会の支え手の一員として、これまで培ってきた豊かな経験、知識、能力を活かした社会参加、ボランティア等の地域貢献活動を支援します。
施策の視点	・ 生涯を通じた健康づくり、介護予防の促進 ・ 効果的な介護予防の取り組みの推進 ・ 健康づくり、介護予防を支援する取り組みの充実

◇基本目標5 介護給付の適正化の推進

重点的取り組み

基本施策10 介護保険制度の円滑な実施とケアマネジメント機能の強化

施策の方向性と展開	・ 多様化する利用者のニーズに対応できる質の高い適正なサービスの提供ができるよう、事業所に対する指導・支援を推進します。 ・ 介護従業者のスキルアップや人材育成策を推進します。 ・ 定期的な情報提供により、介護保険制度などの周知活動を行い、利用者の制度についての理解を深め、適切なサービス利用を推進します。 ・ 事業所や介護職員に対する指導・支援を継続することで、介護現場全体の質の向上をめざし、“やりがい”のある職場づくりへの支援を行います。 ・ 適切な認知症ケアやレベルの高いケアマネジメントが可能な介護支援専門員の育成をめざします。
施策の視点	・ 介護保険制度の適正な運営 ・ 介護サービスの質の向上と人材育成の推進

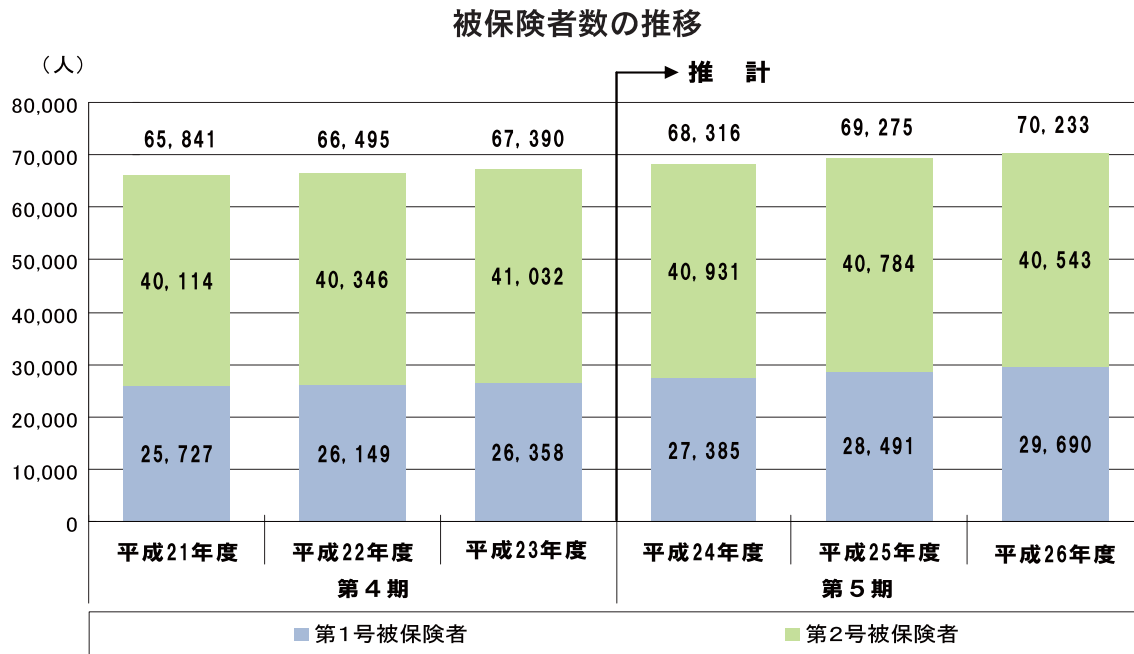
基本施策11 地域の支え合いの仕組みづくりへの支援

施策の方向性と展開	・ 市町の作成する高齢者福祉計画との連携の取り組みを行います。
施策の視点	・ 連携会議の開催



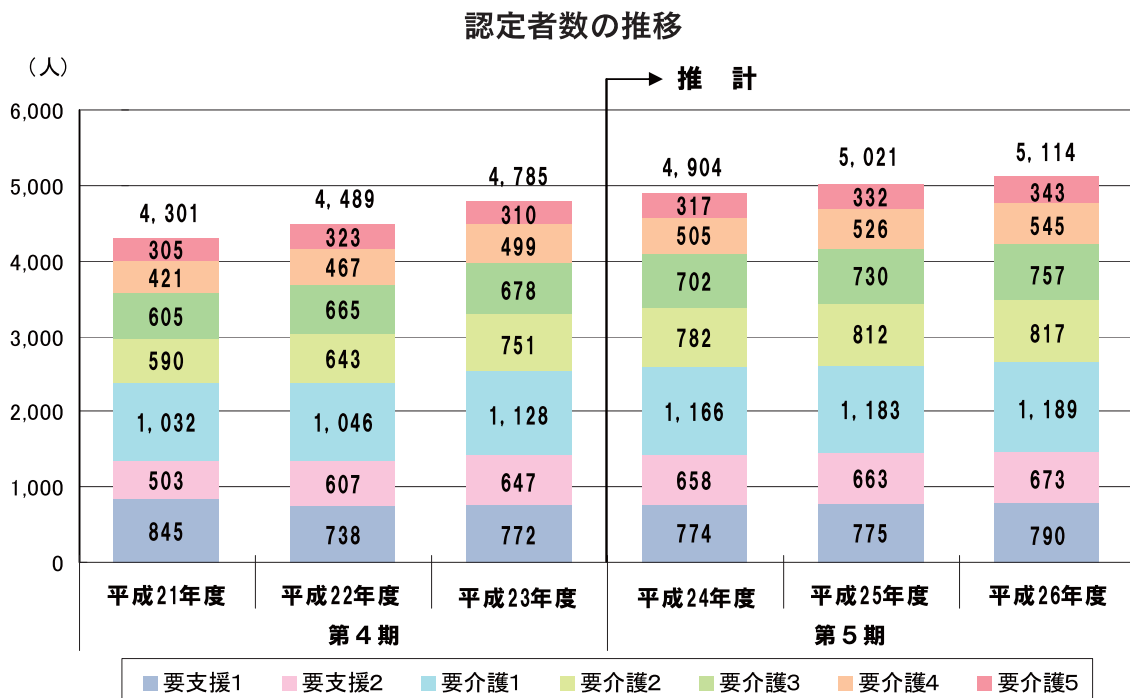
サービス事業量等の見込み

被保険者数



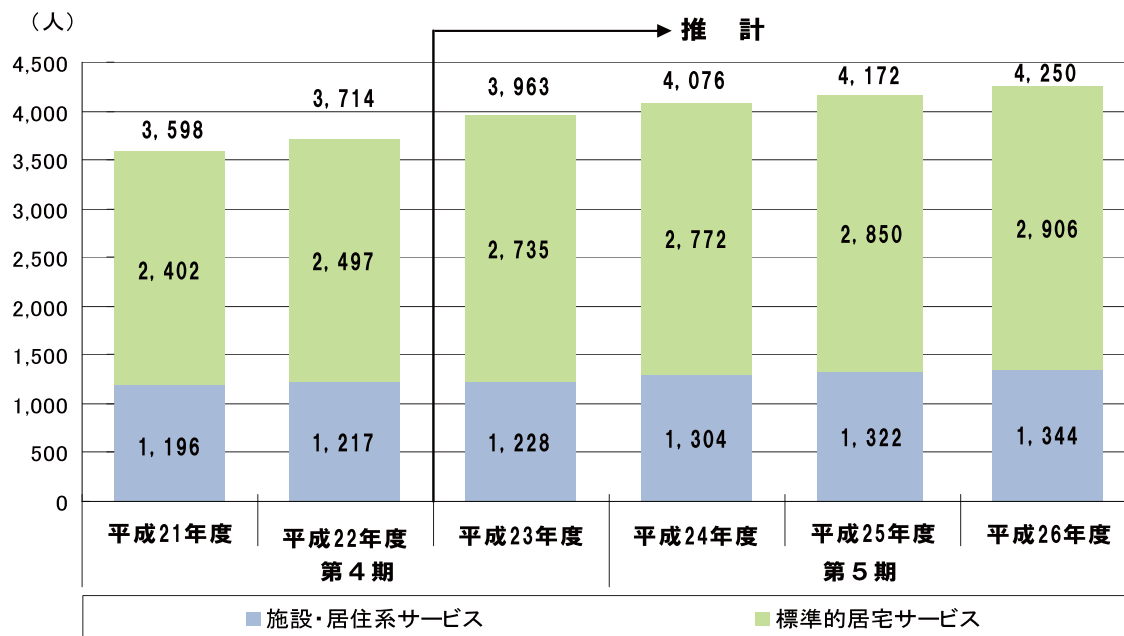
認定者数

将来の認定者数については、自然体(二次予防事業による介護予防効果を見込まない場合)の将来認定者数から、介護予防効果(10%を見込む)が見込まれる人数を減じることにより見込んでいます。



●サービス利用者数

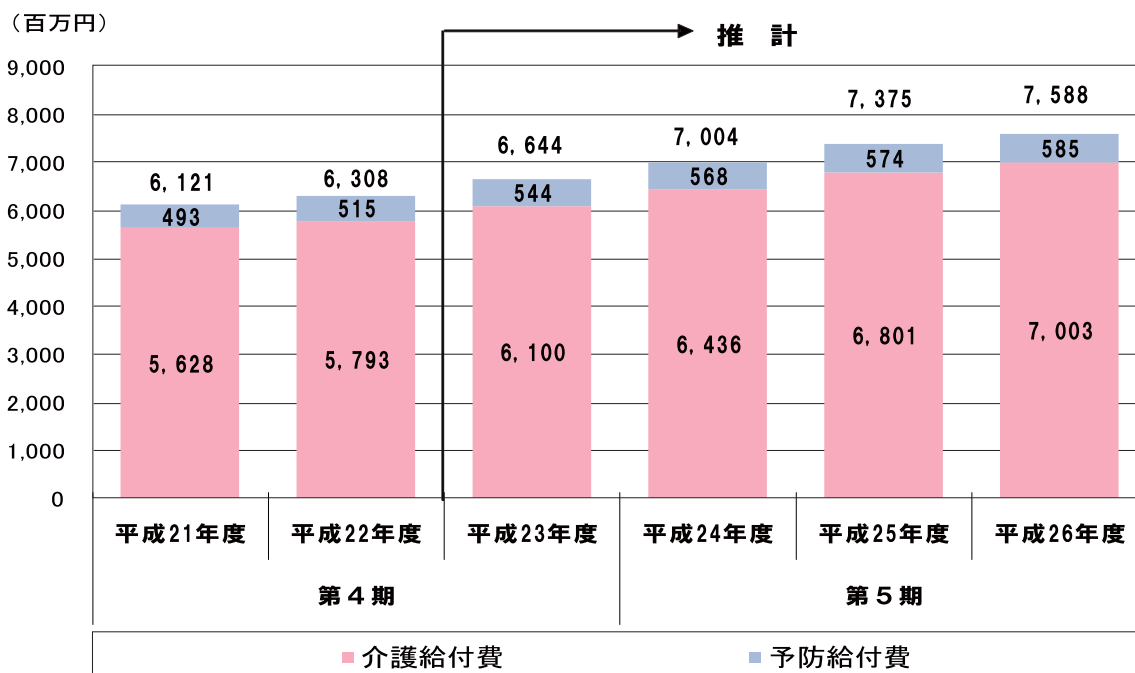
サービス利用者数の推移



●給付費

介護報酬改定(改定率1.2%)を踏まえた第5期の給付費は、約219億67百万円で第4期の190億73百万円から28億94百万円(15.2%)の増加を見込んでいます。

給付費の推移





■第5期(H24～26年度)の介護保険料

第5期(平成24～26年度)における第1号被保険者の所得段階別の介護保険料は次のとおりです。

所得段階	対象者	保険料率	保険料	
			年額	月額
第1段階	・ 本人及び世帯全員が住民税非課税者である 老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者	0.50	27,996円	2,333円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50	27,996円	2,333円
特例第3段階 (新設)	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.65	36,396円	3,033円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている方	0.75	42,000円	3,500円
特例第4段階	本人は住民税非課税であるが世帯内に住民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	50,400円	4,200円
第4段階 (基準額)	本人は住民税非課税であるが世帯内に住民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えている方	1.00	55,992円	4,666円
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.20	67,200円	5,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.25	69,996円	5,833円
第7段階 (新設)	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上200万円未満の方	1.30	72,792円	6,066円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	1.50	83,988円	6,999円

[第5期介護保険料負担段階の主な変更点]

第5期介護保険料の算定にあたり、所得段階についても見直しを行いました。

変更の主な内容は、負担能力に応じて介護保険料を負担していただくことを基本に、低所得者の負担の軽減及び急激な保険料負担の増大を緩和するため、所得段階の細分化を行っています。



(1) 低所得者への配慮

第3段階(保険料率0.75)の細分化⇒新たに特例第3段階を設けます

(2) 第4段階以上の所得段階の多段階化

①第5段階(保険料率1.15)の見直し⇒保険料率を1.20へ引き上げます

平成18～23年度(第3・4期)にかけて第5段階の保険料率の軽減を行ってきましたが、第5期から段階的に保険料率を本来の負担割合へ戻していきます。

②第7段階(保険料率1.50)の細分化⇒新たに第8段階を設定します

基準所得金額の改正により合計所得金額190～200万円の方について、第5期介護保険料が大幅に増加することとなりましたが、新たに所得段階を設け軽減を行います。

平成24年度以降の3年間に想定される介護給付費をもとに、第5期介護保険料を算出したところ、介護保険料基準額(第4段階)では月額4,666円となり、第4期と比較して月額310円(7.1%)上昇することとなりました。所得段階全体では月額155円～621円の増加となっています。

保険料上昇要因	保険料抑制要因
・ 要介護(要支援)認定者数の増加及び新サービス事業所等の増加見込みに伴う給付費の増 ・ 介護報酬改定に伴う介護給付費の増	・ 平成23年度末までに収納済みの介護保険料を積み立てた基金等を取り崩して、第5期介護保険料へ充当 ・ 介護予防事業実施に伴う認定者数・給付費の抑制

第5期の介護保険料は、従来よりも負担が重くなる結果となりましたが、介護保険制度へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

第5期鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険事業計画

平成24年3月

発行 〒841-0037
佐賀県鳥栖市本町3丁目1494番地1
鳥栖地区広域市町村圏組合
総務課 TEL 0942-85-3637 FAX 0942-85-2084
介護保険課 TEL 0942-81-3315 FAX 0942-81-3316
e-mail tmk@ktarn.or.jp
ホームページ <http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>